

迫っておりますし、またこの健康診断は、校医の先生方、お医者さんが主として行いますので、医師の日程の都合等、諸準備がある関係で、このままでは十一月中の実施が困難になってくることが考えられますので、今回は教育委員会が主体で実施することにいたしました次第でございます。

また、今回の就学時の健康診断につきましては、医師の日程の都合等もございまして、若干、十日にもち上がりましたが、現在順調に円滑に業務が進められている次第でございます。

よろしく御理解くださるようお願い申し上げる次第でございます。

それから、第二点の来年度以降の関係でございますが、現時点におきましては、基本的には教育委員会が主体で実施をしていきたいと考えております。しかし、関係法令に沿って、関係法令に従いまして、学校の方で実施した方がよいという御意見がありますれば、その時点で検討をしてまいりたいと存じます。

後、健診の内容等につきましては、担当からお答え申し上げます。

○学務課長(橋本好夫君) では、ただいまの教育長の答弁の補足をさせていただきます。まず、

まず第一点の本年度の健診、いわゆる就学時健康診断の内容でございますけれども、五項目から成っております。

一には、身長でございます。それから続きまして内科、歯科、目、なお目を実施する中で、聴力も合わせて検査をしてございます。それから、簡単な図形をかいていただいております。そのほかに検査ではございませんけれども、最終的に入学する予定の所管の校長先生に、親子面談という形で、来年度就学に当たりまして、何かと相談することがありますれば、というふうなことで、全員の方に面談をしていただいております。

それが簡単でございますが内容でございます。

それから、市施設の利用になった理由というのがございしますが、ただいま教育長がいろいろと、組合とのいわゆる話し合いの経過、そういったものを御答弁されたわけですが、市で直接教育委員会の手で実施するというところで、いわゆる学校の中にその会場を提供するということも一面、できるわけですが、すでに十一月に入っております。十月のうち、十一月の学校行事というものがすでに予定をされております。そういった関係で、私の方から十一月の半ばにってから、急遽学校の中にお願するという形をとりましても、影響というものが当然出てくるわけでございます。そういったことで、できるだけ近い市

の施設を利用するということで、市民会館、あるいは商工会館、健康センター、それ以外の地区で三会場をもちまして実施することになりました。

それから最後の、他市の状況でございますが、現在、私のところではまだ完全な把握はできておりません。ただ、聞くところによりますと、いわゆる教育委員会の手で直接健康診断を行ったというのは、福生市だけのようでございます。ただ、傾向としてはいろんな日程等の調整、その他、いろんな障害がやはり今後ございまして、たんに教育委員会の中で直接実施するよう傾向があるように聞いておりますが、現在の中では、直接教育委員会の方で実施する、うことは、福生市だけと聞いております。

以上でございます。

○企画財政部長(上野重勝君) 国道一六号線拡幅工事に伴います基地交付金減少について、答弁を申し上げます。

先ほど市長から答弁がありましたように、減少する面積は、三万六千平方メートル程度と予測をされております。この価格につきましては、国有財産台帳によりまして、算定いたしますので、現時点では私も正確に把握することはできませんが、憶測いたしますところでは、四億円程度の財産価格になることと思います。したがって、これに

伴います基地交付金の減少額は、六百万円前後というふうに予想をいたしております。

○十番(遠藤洋一君) それでは自席から質問を続けていきたいと思っております。

最初に一六号線関係のことですけれども、市長の方から瑞穂と聞いて、う形で答弁をいただいたんですけれども、一応、基地が少しでもこちらの方に戻ってくるということによって、道路がつくられているというよう形で、どうもやっぱりうわさの段階以上に、市長さんもうわさを聞いておられるんですから、そういうことがあるのではないかと、いふうにも私は思っております。いずかにしましても、その形が明らかになりますれば、何らかの方法で、福生に住む私どもに国の方なり、あるいは市を通すなり、正確なことを教えていただき、たいと思っております。ただ、これからもうすぐですけれども、基地を削って道路が広がる、それだけで万々歳ではないかと、代替地はないんだというよう形で、お話を進めてはいただきたくはないというふうに思っています。

続きまして、就学時健診のことなんですけれども、いま橋本課長の方から内容等について伺いました。あるいは教育長の方から、法令に基づくとことというのはいっしょなんですけれども、私が先ほど申しましたことで、少し答弁の方に抜けているところがあると思っております。

私が次にお尋ねしましたのは、学校で就学時健診を行うというところでの教育的な問題、福生に住んでいる子供たちが四月に行へき学校に、自分たちも行く、そこで学校教員と一緒に、はたを合わせることにより、教育的なことを考える。それは保護者、あるいは父母にとっても同じであるというところについて、この見解が全くない。いまのこの教育長なり、学務課長の話の中では法令の問題と、それから系統の問題でこのようにしたのであって、それ以外のところについては考えてはいないというところだと思ふんです。

実際に、父母並に保護者に当たてみますと、第一番目には学校でしてほしい。行くべきところ、これから子供たちが通うべき学校で実施する形をしてほしいという要望がありまして、大変に不安に思っていることも事実です。何で近くの学校ではなくて、市の施設でやらなければいけないのかというところについて、前例のないことですから、こういう形になったことは大変、僕はまずいことではないかというふうにも思っています。

僕がもう一つ聞いておきたいことがあるんですけれども、それは答弁の中にもありましたが、市町村で学額簿を出しまして、その就健を行った後に、対象者について通知を行うというところがありますけれども、具体的な質問といしましては、そういうような形で、何らかの形で障害をもつような子供が、今回の就健の中で出てきたのかどうか

という数自体も知りたいと思っています。それから、その子供の形については一体どうするか。私がさっき申し上げましたとおり、十一月に就健を行って、四月に入学ということはその間、五カ月間何が行われるかというところ、いわゆる進路指導、あるいは就学指導というところで、振り分けが行われていることは、ことしから起きているわけです。父母、あるいは保護者の方からいえば、できるだけ普通学校で学んたい。普通の教室で皆と地域の子供とまざって学んたいということがあるわけで、現実には養護学校ということになります。たとえばスクールバスで一時間かかる、あるいは遠くの町へ行くというところになります。そういうことのないような形を私は考えていますし、福生地区協会で、教師の人々が話し合っていることは、福生の子供たちは福生の学校へ、できるだけ普通学校へという形で話を進めているわけです。

そういう形の中で、教育委員会並に法令の都合ということだけで場所を変え、あるいは内容も、それまでは学校単位で七つの小学校があれば七つの学校のやり方で、就学時健診のような形を行ってまいりました。強しくは、知能テストなどするということではなくて、むしろ一日入学的なことを考えることにより、子供と教師との触れ合いをつくる、ということ、という形、子供を学校に入っていくという形に、いままですくなくとも行われてきたわ

けです。そういうものを全部崩す形で、今回の教育委員会が行うというのは、まさに法令的にも、あるいは手続的にも正しいのかもしれないけれども、あるいは違法なことではないのかもしれないけれども、全く教育的な見地とか、あるいは保護者、父母の問題とか、実際に子供たちの希望の問題については、全く触れてはいない。教育長あるいは橋本課長のお考えのところでは、組合との方で譲れないことに関しては、就学の問題に関して、本人並びに保護者の希望に沿うというところに関して、譲れないという一点があるわけです。

これは具体的にどういうことかという点、行政の側が、子供が自分の学校を選ぶのではなくて、行政の側が子供をえり分けるということになってしまっているわけです。現在の形ですと、たとえば特殊学級という形になった場合に、僕は太田区の大森の職業安定所のケースを調べて見込んですけれども、いわゆる普通学校の出身の子供の窓口と、それから特殊学級の出身の窓口とはもうすでに違うわけです。何が行われているかというと、もうすでに選別をすることによって、低賃金労働であるとか、あるいは劣悪な労働条件でも、おまえはかまわないんだということになっている、と思っているんです。養護学校義務化のときに話された大変に意味合いのあった言葉は、それらの子供の能力や障害に合った教育をという言葉です。しかし、いまの社会状況の中で、私はいま能力社会、あるいはこう

いった形での社会の中では、むしろそのことは、おまえは分相応に生きろということだ、というふうに私はいま考えています。

私はいま具体的な質問で、もう一つしておきたいのは、過疎の問題と、それから知能テストをこれからもうつまり何らかの形で、いま図形をかかせるというふうにおっしゃいましたけれども、これはこの先も続けていくのかどうか。来年からどうするかということについては、考えてないということ、話は具体的に進んではいけないですけれども、そのことを聞きたい。

それから、市長さんと並びに教育長さんに対してお答えを願いたいですけれども、いま私の申し上げました、福生の子はむしろ福生の町で、そしてできれば普通通学校でというような教育全体の方針、行政が持っている教育の方針みたいなものについては、市長さん並びに教育長さんはどのように考えているか。遠くの学校でもいいから世の中に出してやるというふうなことではなくて、できるだけこの町で子供たちは育てていくんだというふうなところについての見解はどうなのか、ということも伺っておきたいと思えます。これが二番目の質問と、それから見解を聞きたいということ、です。

○教育長(町田啓二君) 最後の、福生のお子さん、福生の学校にという御質問でございますが、全くそのとおりだと感じます。ただ、養護学校の義務制が充足いたしましたし、本当

に障害の重いお子さんを普通学校に入れた場合、果たして教育ができるのかどうかという心配があると思うんです。そういう関係がありますので、やはり普通学校に重いお子さんを一緒にすることが、果たして教育ができるかどうか、そういう心配がありますので、そういう関係でもって、福生の地域のそういう障害のあるお子さん、あるいはそういうお子さんでない場合も同じですが、福生の地域で学校へおけるというのが当然だと思っております。

○学務課長(橋本好夫君) では、本年度のいわゆる就健の結果でございますけれども、実はまだきょう午後、実施されるわけでございますので、すべての集計結果というものは、まだ出てないわけでございます。ただ、昨日まで六校終了しておりますので、その結果だけを御報告申し上げたいと思いますが、就学時健康診断を受健された子供さん全員が来年度普通学校にそのまま就学できると、こういうふうに考えております。

したがって、現在の中では、いわゆる疑いのある子供さんというんですか、そういうハンディキャップを負った子供さんというものは、はいないというふうに判断しております。

ただ、具体的に何人来たということは、まだちょっと集計してございませんが、大体八百人現在来ております。

○市長(石川常太郎君)

私の見解ということでございますが、私は、このことにつきまして申し上げ

けるのは権限外のことではございますけれども、私はそのお子さんの幸福を考えた処置を、教育委員会はしてくださっているということを信用してあるつもりでございます。

○学務課長(橋本好夫君)

一点お答えするのを忘れておりました、申しわけございません。

知能テストの関係でございますが、本年度、簡単な図形をかいていただいております。

この関係につきましては、通称、知能テストと言っておりますけれども、一応このことにつきましても、法令ということが先ほどからおありますが一応内容の一つになっております。

したがって、来年度につきましても、本年度と同様の程度のテストは、一応、考えております。

○十番(遠藤羊一君)

三番目の質問、というより質問ではもうはいんですけれども、いまの市長

さんの「その子供さんの」というところでは、いわゆる、どうしてもお願いしておきたいことは、子供とそれから保護者の両方の希望するような形での教育を、やはり福生の中で受けていただくような最大限の努力をしてみたいというふうに思っているわけです。

もちろん、万々を得ずほかの地域へ出かけなければいけないというふうな方、あるいはそういうことを希望する方もたくさんいると思っておりますけれども、いままでむしろ私が調べた限りでは、学校の方から、おなたは来てもらっては困るというふうな形で締め出している

ケースは全くないわけです。その形をこれからも続けていた方がいいと思います。僕が聞いた限りでは、来年度はぜひできれば四月から通う学校へ行って、そこで子供たちと先生と接する機会をつくってほしいというところの、父母の一番の要望をぜひかきとってほしいと思いますし、教育委員会が行うという事に関しても、法令的に全く誤りがないと言いつつも、現実にも途中まで教職員組合と団交を行って、るわけですから、来年度もできるだけそのことを追求していただきたいという要望をけにしして、これ全部終わらせていただきたいと思います。

○議長(小林菊三君) 次に四番高水惣八君。

(四番高水惣八君登壇)

○四番(高水惣八君) 通告により質問を行います。

第一、交通安全行政について、現在福生市内の交通安全施設は、最近非常に充実しております。また、交通安全協会の運営に関しまして、一方ならぬ御協力を賜っております。心より感謝申し上げます。次第でございます。

御承知のとおり、福生交通安全協会は、現在二市二町七安全運転管理者部で運営されておりますが、質問の趣旨の明確のため、簡単に事業の概況を申し上げます。

まずと、御承知のとおり、春秋に全国二市の交通安全運動が実施されるわけですが、これも、春と秋では、延べ二十日間になるわけでございます。人員は約二百四十名の出勤をしているわけであり、恒例の七夕祭りの行事には四日間、一日約四十名、計約百六十名出勤して警戒警備及び交通指導に当たっているわけでございます。

また、臨時といひしましても、六月とまた十月に死亡事故が続いて、連鎖反応的に二名ずつ発生したために、重大事故撲滅運動として、六月の二十六日より七月の十日まで、十五日間市内交通監視所へ各二名ずつと、それからパトカーによる広報車二名、計百八名、延べ人員百二十名の出勤として行いました。また、第二の十一月一日より十一月三十日までの一カ月間、もちろんこれは土、日、祭日を除きますけれども、広報車による警報宣伝を実施し、市内の事故の撲滅に協力したわけでございます。

なお、本年も、年末も近くなっておりますけれども、年末に対しても事故防止のため、昨年も二十六日から三十日までの五日間、一日約九名動員して、年末の事故防止のための実施計画も、いま検討中でございます。

その他の事業は、春、秋の運転者講習会、これは計四日間、市民会館の小ホールにおいて実施されております。毎年秋の交通量調査、これも警視庁の管轄下で

二十四時間実施いたします。なお、九月の市の主催する防災訓練にも参加して協力しております。安全協会の幹部教養訓練もことしの九月に実施されております。また、市が主催する大会等についても、ふるって参加しているわけですし、各町内会の夏祭りのときにも、警備及び交通整理等も指導しているわけでございます。

以上の事業等を推進するに当たって、二市二町の委託料、補助金の比較を見ますと、秋川市においては、年間、補助金、委託料締めて百万円の補助をしているわけですが、お隣の羽村町を見ますと、羽村町では推進協議会をつくりまして、町の条例において報酬等を交付し、年間予算、約百六十二名に對しまして四百三十三万円を計上し、支出している現状でございます。その他制服等については、全額を補助している次第です。また、瑞穂町においては、羽村と同じく推進協議会をつくり、町条例にて瑞穂では、八十七名に對して報酬は百六十七千四百円を組んでおります。そのほかに制服は全額町で補助してあるわけでございます。

また、わが福生市においては、年間委託料及び補助金等全部合計しますと、役員百名に對して五十五万円を本年度支出して、補助されていくわけでございます。制服については、二百十万円。これは一昨年前でございますけれども、二百十万円の経費がかかったわけ

ですけれども、そのうち百四十万円を、約三分の二ですけれども、市より助成をいただいたわけでございます。一市二町に比べますと、非常に福生市のその協力体制も数年間のおくれを見ている現況であります。

また昭和五十四年の十月十二日に、福生交通安全協会より、また福生支部より、市長に要望書も提出しておりますので、要望書の回答も合わせてお願いしたいと思っております。以上、述べた事業の推進に当たり、前向きな姿勢で委託料及び補助金の増額をしていただけるのかどうか等も質問いたします。

第二、農地の宅地並課税について、福生市は戦後急激に非常に人口も増加し、発展してまいりました。これに伴い、農地の宅地転用もふえております。農家の耕作面積も減少しておりますが、政府はその中で非常に数少なく残った農地に、A、B、Cと区分し、宅地並みの重税をかけているわけです。わが福生市においてもそのとおりですが、現在、福生市はA、B農地に對しては、昭和五十一年度、昭和五十二年度に七〇%の減額をしております。それから、昭和五十三年度、五十四年度には、八〇%に減額を実施したわけでございます。A、B農地に對して、昭和五十五年度は九〇%に改正ができるのかどうかを質問するわけでございます。

なお、参考に申し上げますと、青梅市、日野市、清瀬市、東村山市は、一〇〇%の減額を実施しているわけでございます。

Ｃ農地は、現在、雑種地と耕作しているのと二つに分かれておりますけれども、これが非常に差額がありまして、雑種地の場合には十アール当たりの税金は二十三万四千円、これは一部、所有するのを調べたわけですが、耕作して善良な管理が行われておりますと、十アール当たりは九百二十二円、千円弱で済むと、非常にこの差は大きいわけでございます。このＣ農地について、五十五年度等においても継続することができるとか、どうか、という点も質問する次第でございます。

よろしく御回答をお願いいたします。

○市長（石川常太郎君） 御答弁申し上げます。

高水先生は、交通安全の支部長でいらっしゃいますし、また農地につきましては、審議会の委員さんでいらっしゃいますので、詳しく御存じのわけでございます。また市会議員の先生でもございまして、市のふところ具合もよく御存じだろうと思っておりますので、私がどうも答弁するまでもないと思うんですが、御質問につきまして、私が大要を申し上げます。後、担当者から細かく申し上げます。

交通安全運動の備品等の整備というふうなことでございしますが、よその市よりまことに乏しい補助金を差し上げるだけでございまして、にもかかわりませず、市民のために、おれをむねしくして交通安全運動にお取り組むべきでございまして、崇高な精神に對しまして、お礼を申し上げると同時に、敬意を表する次第でございます。

御要望の点でございますが、御承知のとおり、現在東京都におきまして逼迫した財源から、いまだに市町村に対する補助金が決定をいたしませんで、一月の中旬ごろ第二回の内示があるのではないかというふうな見通しでございます。その後また折衝が続くわけでございますけれども、以上のような理由によりまして、市の予算の編成もおくれざるを得ないということでございます。したがって、ただいま私からこれこれにします、ということとは言えない時期でもございまして、立場でもございせん。したがって、他の市と比べまして非常に御無理をお願いしてございしますので、どうするだけのことはいたしたと、考えております。ただ、程度がどのくらいになるかというところは、いまのところ申し上げられないということでございます。

次に、Ａ、Ｂ農地の件でございますが、これも御承知のとおり、福生は八〇%でございます。八〇%の市が二十六市中八市でございまして、たぶん八市と聞いています。多少違いがあるかもしれませんが、私は八市と心得ております。一番少ないのは府中でございまして、府中市は、

六六六%のようでございます。もちろん、多いのは一〇〇%のところもございます。

この点は非常にむずかしいでございます。やはり市の財政力の強ところでございますればよい。おすことができますし、青梅市が一〇〇%と思ひますけれども、非常に青梅市は財政力がよろしゅうございますので、やはり財政力にならうとやるべきものと考えておるわけでございますが、いま一つの理由としてしまして、国が大体六六六%ぐらいまでは交付税で、大体見るようなことでございます。それ以上は見ないということでございます。でございますので、財政力の弱く福生市が、余り一〇〇%に近づけますと、他のものに、一つは交付税をもしませんが、他のものの減額というふうな心算もほかにしおらずということ、私は非常に心配するのでございます。ほかのものに影響するということでございます。よけいおしますと、そういうことがございます。ものですから、なかなか踏み切ることがおすかしいのでございまして、何とかひとつ、ことしのところは、従前どおり、まことに申しわけございませんが、八〇%で御勘弁をいただきたいというふうに、現在のところ考えている次第でございます。

（農地、あるいはA、B農地につきましても、担当者から詳しく申し上げさせていただきますので、私はこれで終わらせていただきます。）

○市民部長（生子 国利君） それでは、一点の交通安全行政の問題につきまして御要望の点で

ございますが、先ほど市長が申しましたとおり、財政的な問題もございまして、それらを配慮いたしまして、現在私の方で受け取っております。要望書につきましては、検討を加えまして、できるならば、その意に沿うように考えておるわけですが、いすかにしてもまだ、財政的な問題は、きり把握できませんので、現状として、担当者としては皆さん方の交通安全というものについて協力を得ておるわけですが、私も前向きにひとつ検討させていたきたいというふうに考えております。

○企画財政部長（上野 重勝君）

A、B農地につきましては、国が国土の秩序ある開発という観点から、都市計画地域内における農地について、市街化区域、あるいはまた市街化調整区域というふうな区分を設けまして、秩序ある市街地の発展を期しておるわけでございますが、その中におきまして、市街化区域につきましては、国民の要望でございます。住宅建設の促進というたてまえから、できるだけ宅地化をしていくという方針で市街化区域が設置をされ、その方針に基づいて課税がされておるわけでございます。また、一面、農家の方々にとりまして、その農地から収益されますものは、限定がございまして、宅地並み課税ということになりますと、急激な課税の増大というふうなこともありまして、生活費負担にも影響が及みますので、したがって急激な変化を避けるということから、

A・B農地という制度、あるいはまた農地という制度を設けまして、宅地並みの課税を本来するところを減額をするという趣旨でございます。

これは五十一年度から五十三年度という、いわゆる期限立法によって制定されたものでございまして、本来ですと、五十三年度限りということになるわけですが、しかし先ほど申し上げましたような事情によりまして、急激な変化は好ましくないということから、さらに本年度、五十四年から五十六年度まで三カ年延長をされて、したがって五十六年までは、現行のA・B農地、あるいは農地ということ、課税が減額をされることになっております。現時点で考えますと、これは特別立法でございしますので、その立法の期限が切れますと、即ち宅地並み課税ということになるわけですが、しかし急激な変化を避けるという点では、将来さらにまたこれが延長される可能性というのはいくらもありません。

本来このA・B農地、あるいは農地については、いわゆるそういう特殊な経緯をもつものでございまして、したがって余り急激な変化を避けるという点で、これはさらに延長されることだと思います。しかし、この制度をそのままに継続していくということは、将来社会的に悪影響を及ぼす問題でございまして、それからさらに市長が先ほど財政に

ついて説明をいたしました、福生市は、いわゆる納税につきましては二十六市中二十三、四番目。それから財政力指数、いわゆる市の財政状態をうかがいます指数は、六六%、いわゆる市の行政を執行するのに、自己財源としては、六六%しかないという状態でございます。財政基盤としては、非常に弱いものでございます。ただ現時点では、国の補助金等が相当ございしますので、健全財政を維持しているというのが現状でございしますが、本質的には、非常に財政基盤の弱い市でございします。

したがって、それらを考えますと余りにも減税措置を図るということについては、財政にも悪影響を及ぼしますし、それから自治省あたりでは減免の額については、六六%ないし七〇%程度がよろしいというように、ことを言っておりますし、これらについての財政負担の措置は取られておりますけれども、それ以外のものについては、自己負担であるということ。それからまたこれらを特別交付税等の算定に当たりまして、財政力、財政運営というものに對する自治省の考え方に影響を及ぼしますので、極端にこれを下げるといふことについては、余り好ましくないというふうに考えております。

以上のことから、A・B農地につきましても、来年度は現状を据え置いて、八〇%にしたいというふうに考えております。